

国海員第 206 号  
令和 6 年 10 月 23 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

齊 藤 鉄 夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 55 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 462 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 55 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
三曳マリン株式会社	福岡県北九州市門司区浜町2番24-201号
株式会社千石	大阪府大阪市此花区西九条四丁目3番34号